10. 次年度以降の扱い

契約は年度単位で締結しますので、複数年計画の研究開発課題の場合、次年度以降、研究開発を継続して実施するためには、年度末毎に継続提案書を提出して頂き、継続評価において適切であると判断された場合に、改めて契約を締結して頂くことになります。なお、予算の削減等により当初予定の実施期間より短くなることもありますので、ご留意下さい。

(1) 継続提案書の提出

継続提案書は、実施年度の研究開発の進捗状況及び研究資金の使用状況 並びに次年度以降の研究計画等が分かる内容の書類から構成されます。提 出時期は契約を締結した年度の2月頃を予定しています。

(2) 継続評価

継続提案書により、研究開発の進捗状況、研究資金の使用状況及び研究開発実施計画等について有効性、効率性の観点を含め総合的に評価し、その評価結果において適切と判断された場合に限り、総務省は次年度の契約を締結します。なお、次年度の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しません。

また、全ての研究開発が終了した翌年度以降、終了評価・追跡調査・追跡評価に協力をお願いします。詳細については、研究開発の終了時に調整します。

11. 応募の手続き

応募方法の詳細は、別紙4「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募について」に記載してあります。また、提案に必要な書類等は、本公募提案要領と同時に配布する「提案書作成要領」に記載してあります。

(1) 応募に必要な準備作業

①府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)¹への登録

¹ 「e-Rad」は、各府省が所管する競争的資金制度を中心として、研究開発管理 に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)